

わが国の雇用の大半は、中小企業が担っており地域経済を支える基盤となっている。多種多様な中小企業が存するが、その多くは財務基盤が脆弱であり、大企業との間には競争力に相当の格差があると考えられる。このような観点から、中小企業については、大企業と異なる税制上の特例措置により優遇されている。

中小企業の特例措置とは

える。中小企業の経営に関する者は、当該企業が特例措置を適用できるか否かが、タックス・プランニングや経営計画に影響するため、注意が必要だ。

中小企業に対する税制上の特例措置としては、法人税法等の本則に基づく措置と、租税特別措置法に基づく措置が設けられている。法人税法等の本則に基づく措置としては、①欠損金の繰越控除②中小法人の軽減税率③特定同族会社の留保金課税の停止措置④欠損金の繰戻還付⑤事業税の外形

では、常時使用する従業員数が1000人を超える企業が除外されることとなった。また、19年4月1日以後開始事業年度から、資本金額が1億円以下であっても、前3事業年度の所得金額の平均が年15億円を超える場合、上記⑦、⑩を含む一部の租税特別措置法による特例措置を適用しないこととされた。ただし、同じ中小企業に対する特例措置でも法人税法等の本則に基づく措置については、従来通り適用できることに留意すべきであろう。

所得金額が15億円前後の企業の場合、16、17、18年度の決算を基準に平均所得金額が15億円を超えるか否かの判断がされるため、今期の所得金額も含めて、早めのタックス・プランニングを心がけたい。

適用対象は 縮小傾向に

税制上の中小企業は、おむね資本金額が1億円以下ということができるが、近年の税制改正では、その適用要件に変化の兆しが見



名古屋経済大学経営学部准教授

井藤 哉

標準課税適用除外等がある。他方、租税特別措置法に基づく措置としては、⑥法人税率の特例⑦中小企業技術基盤強化税制⑧中小企業投資促進税制⑨雇用促進税制⑩貸倒引当金の特例⑪交際費等の損金算入の特例⑫少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例等がある。

中小企業に馴染み深いものとしては、上記⑫が考えられるが、対象となる企業が、2016年4月1日以後から取得する資産につ

いては、中小企業であるとしても特例措置が適用できるか否か、今後の税制改正等の動向を注視する必要がある。

いとう・はじめ 税務会計、中小会社会計。名古屋経済大学大学院会計学研究科博士後期課程。博士(会計学)。税理士。1974年生まれ。

